

記者会見資料

1 件 名 郡山市立中学校第二給食センターにおける公金不適正処理等に係る職員の処分について

2 出席者 教育総務部長 伊藤 栄治 学校教育部長 早崎 保夫
学校管理課長 小山 健幸

3 概 要

(1) 所属及び職名・年齢

所属 郡山市富久山図書館
職名・年齢・性別 主任主査（52歳男性）

(2) 事案の概要

① 公金の不適正処理

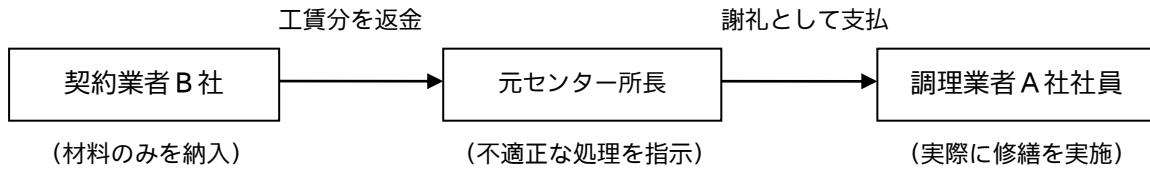
郡山市立中学校第二給食センターが行った平成28年度及び29年度の修繕業務（材料費に工賃を含めて業者に発注する契約）において、当該職員は、現場の調理業務委託業者A社社員に直接修繕させた方が速やかに費用も安く抑えられると考え、実際の契約業者B社に対し、材料のみを納入させたにも関わらず、あたかも修繕までさせたように装い、工賃まで含めた金額で市に請求するよう指示した。

その上で当該職員は、過大請求させた差額分を後日現金で自分に返金させ、実際に修繕を行わせたA社社員に謝礼として全額支払った。

なお、公金の不適正処理により返金させた金額等は以下のとおりである。

年度	市支払日	支払額	うち過大分	B社からの返金日	返金させた額
28年度	28.5.20	49,000円	30,000円	28.8.4	30,000円
29年度	29.6.9	58,000円	30,000円	29.6.19	30,000円

【公金の流れ】



② 服務規律違反

当該職員の退勤時間を調査したところ、委託業者や他の職員が退勤し事務所に一人になつた際、終業時刻の午後5時15分を待たず、無断退勤することがあった。（計67時間01分）

年度	27年度	28年度	29年度	30年度
欠勤時間	4時間11分	5時間47分	37時間47分	19時間16分

(3) 発覚の経緯

平成 30 年 10 月中旬ごろ、同センターに勤務する他の職員から当該職員の勤務状況等について相談があり、本人をはじめセンター職員、A 社及び B 社の関係者などから事情聴取及び関係書類の調査等を行った結果、公金の不適正処理及び服務規律違反が確認できた。

(4) 不適正な処理を行った動機

限られた予算の中で、速やかに費用も安くするために行ったとのことである。

(5) 処分内容

今回の行為は、地方公務員法第 32 条(法令等に従う義務)及び第 33 条(信用失墜行為の禁止)等に反するものであり、職務上の義務に違反し、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることから、同法第 29 条第 1 項各号の規定により、当該職員を停職 2 月の懲戒処分とした。

また、管理監督者責任として、平成 28 年度及び平成 29 年度において当該職員を指揮監督及び指導する立場にあった職員 1 名を文書訓告処分とした。

《問い合わせ先》 教育総務部総務課 課長 馬場章光 電話 924-2428